別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

掛川市は、南は遠州灘に面し、大都市圏の中間に位置することから、新幹線及び鉄道、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、その地理的優位性や高い交通利便性により、生涯学習の理念と報徳の精神のもと、ものづくり産業をはじめ多様な産業が成長し、経済的な発展を遂げてきた。

このような経済発展の中、中小企業は、多様な事業活動を通じて本市経済の成長を支える役割を果たすとともに、地域の雇用を支える等地域社会の担い手として重要な役割を果たしている。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、経済活動の国際化等による経済的社会的環境の変化により、中小企業は、売上げの低迷、価格競争の激化、人材確保の困難等厳しい経営課題を抱えている。

本市の地域経済及び地域社会が均衡ある発展をしていくためには、改めて中小企業の果たす役割とその重要性についての認識を共有し、中小企業の成長的発展又は持続的発展に向けて取り組んでいくことが必要である。

（２）目標

掛川市としては、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、先端設備等導入計画の認定数を８０件（年間４０件）とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が地域経済と雇用を支えているため、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、本計画の国の同意日から２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、３年間、４年間、５年間のいずれかとする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

市税の滞納がある事業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。